

その119番
本当に緊急ですか？



救急車の適正な利用をお願いします

他の資源が限られているように、救急車、医療機関、医師や看護師などの数も決して無限ではありません。医療が「限られた資源」であることを理解し、助け合う気持ちをもって利用しましょう。

救急車を呼ぶ前に考えよう



救急車不適正利用例

救急車は無料だから



優先的に診てもらえる



夜間・休日の診察時間外だった



このような理由で、救急車を利用しないことが市民の皆さまの安心につながります。1分1秒が傷病者の今後の日常生活に大きく関わってくる可能性があります。緊急性がなく体調が優れないときは、自家用車や交通機関などを利用して早めに医療機関を受診してください。緊急性の高い傷病者のもとに少しでも早く救急隊が到着できるよう、救急車の適正利用にご協力ください。



救急車を本当に必要とする人のために、
皆様のご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、総務省消防庁HPまで <https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/>



緊急自動車の緊急走行にご協力をお願いします

救急車や消防車などの緊急自動車が緊急走行しているときには、速やかに道を譲るようご協力をお願いします。

緊急自動車とは？

火災現場や医療機関へ搬送時などの緊急用務を遂行するために赤色の警告灯(回転灯)をつけてサイレンを鳴らして走行している車両のことです。(道路交通法 39 条同法施行令第 14 条規定)

サイレンが鳴っています



赤色の警告灯(回転灯)がついています

緊急自動車が近づいてきたときの対応

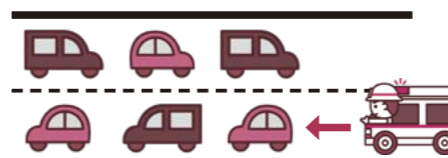
緊急自動車が緊急走行で接近してきた場合、基本的に左側に寄って緊急自動車に道を譲らなければなりません。道路交通法では次のように対応を定めています。

・交差点またはその付近の場合(道路交通法第40条1項)

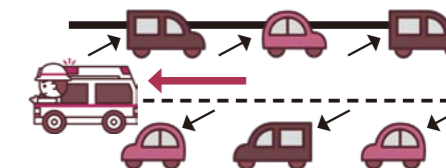
交差点を避けて、かつ道路の左側(一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急車両の通行を妨げることになる場合は、道路の右側)に寄って一時停止しなければならない。

・交差点またはその付近以外の場合(道路交通法第40条2項)

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。



緊急自動車が近づいてきたら…



基本的に左側に寄って道を譲りましょう

緊急自動車に進路を譲らなかったら？

緊急自動車に対する進路妨害には、おもに2つの違反があります。

・緊急車妨害等違反

道路交通法第40条「緊急自動車の優先」および第41条の2「消防用車両の優先」により、一般車は緊急自動車が来たら交差点を避けて一時停止し、緊急自動車を優先することが義務付けられています。

罰則金：5,000～7,000円 違反点数：1点

・本線車道緊急車妨害違反

道路交通法第75条の6「本線車道に入る場合等における他の自動車との関係」により、一般車は緊急自動車が本線車道に入りを妨げてはならないと義務付けられています。

罰則金：5,000～7,000円 違反点数：1点

緊急自動車が迅速かつ安全に走行できるよう、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ■ 消防本部 ☎54-0119